4　カジノ事業者は、前三項の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　前三項の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施
二　前三項の規定の遵守のための行為準則の作成
三　前三項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任
四　前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置
5　第六十八条第三項及び第七十二条第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八条第四項の規定は第一項から第三項までの規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは、「第百八条第四項第三号」と読み替えるものとする。
6　カジノ事業者がカジノ行為関連景品類（第二条第十三項第一号に掲げるものに限る。）を提供するときは、当該カジノ行為関連景品類については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条の規定は、適用しない。

（取引の届出等）

第百九条　カジノ事業者は、顧客との間で、カジノ業務に係る取引のうち、チップの交付等をする取引その他の政令で定める取引であって、政令で定める額を超える現金の受払いをするものを行ったときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該取引の内容、金額その他カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に届け出なければならない。
2　カジノ管理委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

（カジノ施設及びその周辺における秩序の維持のための措置）

第百十条　カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、犯罪の発生の予防並びに善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持その他のカジノ施設及びその周辺における秩序の維持を図るため、カジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者によるカジノ施設の利用の禁止又は制限、カジノ施設及びその周辺における監視及び警備の実施その他の必要な措置を講じなければならない。
2　カジノ事業者は、前項の措置を的確に実施するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　前項の措置の的確な実施のための従業者に対する教育訓練の実施
二　前項の措置の実施に関する行為準則の作成
三　前項の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任
四　前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置
3　第六十八条第三項及び第七十二条第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八条第四項の規定は第一項の措置の的確な実施について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは、「第百十条第二項第三号」と読み替えるものとする。

（苦情の処理のための措置）

第百十一条　カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に係る苦情の処理に関する記録を作成しこれを保存することその他の苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講じなければならない。
2　カジノ事業者は、前項の措置を的確に実施するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　前項の措置の的確な実施のための従業者に対する教育訓練の実施
二　前項の措置の実施に関する行為準則の作成
三　前項の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任
四　前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置
3　第六十八条第三項及び第七十二条第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八条第四項の規定は第一項の措置の的確な実施について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは、「第百十一条第二項第三号」と読み替えるものとする。

（入場禁止対象者等の利用禁止等の表示）

第百十二条　カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる者についてカジノ施設の利用の禁止又は制限がされている旨を、本人確認区画の入口及びカジノ行為区画に表示しなければならない。
一　第六十八条第一項第一号又は第二号の措置としてカジノ施設の利用を制限している者
二　入場禁止対象者
三　第百十条第一項の措置としてカジノ施設の利用を禁止し、又は制限している者

（カジノ事業者間の連携協力）

第百十三条　カジノ事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除その他のカジノ事業の健全な運営の確保に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第三節　カジノ事業の従業者

（確認）

第百十四条　カジノ事業者は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、次に掲げるカジノ業務（以下この節において「特定カジノ業務」という。）に従事させてはならない。ただし、第百五十八条第一項の確認を受けた者を、第一号（ヘに係る部分に限る。）に掲げる業務に従事させるときは、この限りでない。
一　次に掲げる事項の実施又は監督をする業務（第三号に掲げる業務を除く。）
イ　カジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせる業務
ロ　第六十七条第二項の規定によるカジノ行為粗収益の集計
ハ　特定金融業務
ニ　カジノ行為区画又は本人確認区画の監視
ホ　警備
ヘ　カジノ関連機器等の保守又は修理その他の管理
二　次に掲げる事項の監督をする業務（次号に掲げる業務を除く。）
イ　内部監査
ロ　財務
ハ　カジノ事業に係る顧客の勧誘又は管理
ニ　前号イからヘまでに掲げる事項の実施若しくは監督をする業務又はこの号イからハまでに掲げる事項の監督をする業務に従事する者の人事
三　次に掲げる業務を統括管理する業務
イ　第六十八条第一項の措置の的確な実施のために必要な業務
ロ　第六十九条から第七十一条までの規定の遵守のために必要な業務
ハ　第七十三条第一項から第十項までの規定の遵守のために必要な業務
ニ　前節第四款の規定の遵守のために必要な業務
ホ　第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守のために必要な業務
ヘ　取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務
ト　第百六条第一項から第六項までの規定の遵守のために必要な業務
チ　第百八条第一項から第三項までの規定の遵守のために必要な業務
リ　第百十条第一項の措置の的確な実施のために必要な業務
ヌ　第百十一条第一項の措置の的確な実施のために必要な業務
ル　この条、次条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条及び第百二十二条の規定の遵守のために必要な業務
四　前三号に掲げるもののほか、カジノ業務の適正な実施の確保のために必要な業務としてカジノ管理委員会規則で定めるもの